

建築物防災週間に小規模雑居ビル等に対する防災啓発活動を行います

8月30日（土）から9月5日（金）までは、建築物防災週間です。この週間は年に2回あり、建築物の管理者等に、建築基準法や防災関係法令の制度を周知し、防災対策を推進する活動を行っています。期間中は、定期報告が滞っている建築物に立ち入り検査をします。

また、建築物防災週間に関連し、小規模雑居ビルなどに対する防災啓発活動を行います。

- 1 日 時 9月25日（木）17時30分～20時
 【出発式】17時30分～40分ごろ、前橋プラザ元気21内5階508
 学習室（本町二丁目12-1）にて実施
- 2 場 所 前橋市中心商店街
- 3 対 象 小規模雑居ビル（3階以上の建築物で風俗営業を営む店舗そのこれに類する
 店舗、飲食店などの用途に供する建築物等）
- 4 内 容 本市建築指導課職員、保健所職員、消防局職員と前橋警察署生活安全課が3班
 に分かれて市内巡回を実施。小規模雑居ビルなどで防災啓発活動を行います。

本件に関するお問い合わせ先

建築指導課 審査監察係

電 話 内線 / 3754

 外線 / 027-898-6754